

日本証券経済倶楽部

発行所 一般社団法人 日本証券経済倶楽部
編集発行人 小沼紀雄
東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8
(東京証券会館)
〒103-0025 電話03-3669-7491
<http://www.isec.or.jp>

レポート

No. 554

積極的平和主義と日本の針路

日本国際フォーラム理事長

伊藤 憲一

(平成26年11月6日、当倶楽部第533回定例月例会における講演要旨で文責は事務局にあります)

幻だったポスト冷戦の平和

ご紹介いただきました伊藤憲一でございます。今回の講演のテーマ「積極的平和主義と日本の針路」は、日本国際フォーラムが責任を持って世に問うた政策提言のテーマでもありますので、この講演をお引き受けすることになりました。

安倍総理が国連の演説や国会の施政方針演説などで、昨年に続き、今年も「積極的平和主義」を表明しました。

外務省の今年の「外交青書」でも、「日本外交の基本的方針は国際協調主義に基づく積極的平和主義である」と記載されています。このようにメディアを含め、広く使われるようになった「積極的平和主義」という言葉を最初に使い始めたのは、私ども日本国際フォーラムです。

そこで、本日は「積極的平和主義」の正確な意味や位置づけから、まずはお話しさせていただきます。日本国際フォーラムでは、二百人程度の委員からなる「政策委員会」が、政策提言の議論を進めていきますが、一昨年の暮れ頃から、「どうも国際政治の様相がおかしい」と

の議論が始めてきました。

冷戦時代の世界の平和は、米ソが核戦争で破滅しかねない、核対立の恐怖、「恐怖の均衡」で成立していましたが、一九八九年のベルリンの壁の崩壊後、その恐怖から一挙に解放されるとともに、冷戦後の平和が大いに喧伝され、平和が永続するとの期待が膨らみました。しかし、それも結局は幻想に終わってしまいました。

ポスト冷戦の平和は、言わば悪者であるソ連が、警察官のアメリカの膝に屈したことでもたらされたもので、当然、それを担保する制度やパワーを築いていかなければなりません。いまから思えば、ポスト冷戦時代、ロシアも中国も良い子の役割を果たしていました。

転機となったのが、チュニジアに発して、リビアからエジプトへと波及していった「アラブの春」でした。リビアのカダフィ、エジプトのムバラクらの暴力で国民を屈服させていた独裁者の政権が、街頭の学生デモによって次々と崩壊し、指導者たちが追放されました。そして、それらの勢力を支持基盤として、アラブにも民主主義の国づくりが一挙に広がると、樂觀的なポスト冷戦の平和

が展望されました。しかし、そうはなりませんでした。結果から見れば、イスラム穏健派と軍部が連帯して、イスラム過激派勢力を抑え込むことが、アラブでは必要だったのかもしれない。

いずれにせよ、中東ではイラク戦争後に権力構造が変わったイラク、その反射を受けたシリアの政治に「法の支配」から「力の支配」への変化が滲み出てきました。「アラブの春」は中東に、新たな別の力の支配をもたらすのではないかと危惧し始めた昨年の春頃には、イラク、シリアがほとんど国家として解体され、ISIS（イラクと大シリアのイスラム国）が登場してきます。しかも、冷戦後に良い子の役割を果たしてきた、中国とロシアの先祖がえりとも言える行動が加わってきます。

先祖がえりした中国とロシア

南シナ海、東シナ海における中国の行動がそうです。今朝のテレビでも、中国の密漁船と称する約二百隻がサングを採ると称して、日本の領海の小笠原沖を制圧しています。一隻十人だとしても、二百隻ですので二千人乗



船しています。それが中国大陸から二〇〇〇キロの船旅を経て、小笠原沖の海域にやって来ているのです。昨日（十一月五日）、私どもの研究会に、専門家である東海大学の山田吉彦教授をお招きして、お話を聞きしたのですが、山田教授によると、二百隻、二千人を動員して二〇〇〇キロの海を越えて採取したサンゴで、採算が取れるはずなどないということでした。

また、台風が近づいていますが、今回のような規模の台風が迫ってくれば、全て港の中に避難するのが通常の行為です。ただ、仮に日本の港に入って来た場合、いまの日本の海上警備力では対応できず、上陸した中国人船員によって、島が占領される事態も予想されます。日本の海上警備の現状は、このように情けないものです。現実には、中国軍部筋の指令で南に移動して台風を回避する方針のようですが、台風の直撃を受ければ転覆もあり得る中でも、中国は今回のような活動を展開しています。ロシアもクリミア半島を武力で編入しました。そして、クリミア半島だけではなく、ドネツク州などのウクライナ東部の制圧にも乗り出しています。親ロシア派と称す

る民兵を組織し、それを支援する形での侵略ですが、立派な間接侵略です。そのように見ていくと、これが初めではなく、以前にもロシアは、間接侵略でしたが、グルジアに対して戦争を仕掛け、アブハジアやオセチアなどを形の上で独立させています。しかし、オセチア、アブハジアを独立国に承認している国は二カ国しかなく、実質的にロシアの植民地です。その前にも、皆さまご存じのように、ロシアの軍事力による民族自決の抑圧、チェチェン共和国とのチェチェン戦争がありました。

先祖がえりと言っているのは、スターリン統治下のソ連は第二次大戦中に、チェチェン、グルジアなどの住民を強制的に中央アジア、シベリアなどに連行、抑留した経緯があるからです。その延長線上でチェチェン戦争、グルジア戦争、クリミア編入などの侵略行動が起こっています。さらに遡れば、ロシアの侵略体質は帝政ロシアに発しています。

ロシアは十四、五世紀頃、モスクワ周辺の約三〇万平方キロ、現在のポーランド程度の領土を祖国として誕生しました。それ以後、周辺が弱小国だったこともありま

すが、最盛期のスターリン統治下のソ連領土になるまで、単純計算で毎年デンマーク一國分の領土を他国から蚕食する領土拡大を続け、現在のロシア大帝国の領土が形成されてきます。

これらの諸現象から、政策委員会では「国際政治のルール・オブ・ザ・ゲームが変わってきている」と議論してきました。「国際政治は第一次大戦前の状況に戻ってしまった」と提起する人が出てくるほど、国際政治は「力による政治」へと変化しつつあるのです。

第一次大戦前の世界とは、物理的だけではなく、法律的にも非難されることなく、戦争のできる時代でした。そのような時代に逆戻りしたとすれば、日本も防衛のための武装を強化して、備えなければなりません。しかし、今日のポスト冷戦の世界は、第一次大戦前の、自由に戦争できた時代と同じではありません。一九四五年に広島と長崎に原爆が投下された時に、国際政治のルール・オブ・ザ・ゲームは根本的に変わったと私は認識しています。正確に定義すれば、核を持っている大国間の戦争はできない時代になってきたのです。

一九四五年以後も、朝鮮戦争やベトナム戦争がありました。冷戦時代だといっても戦争がでなかつたわけではなく、核超大国間の戦争がでなかつたのです。それは米ソが直接対決したベルリン危機、キューバ危機の状況を見れば分かります。両国ともに軍事行使は抑止されました。その条件は今日でも変わっておらず、第一次大戦や第二次大戦の時のように、ドイツとフランスが国家の全力を揚げて正面から衝突し、どちらかが壊滅するまで戦うことははや不可能です。

国際政治が急速に「法の支配」から「力の支配」へと移動していることは認めるものの、「第一次大戦前の戦争自由の時代に逆戻りした」との主張には同意できません。私どもの問題意識は、どのように今日の国際政治を捉え、日本はどのように対応していくべきかでした。

世界史は進歩か、循環か

世界史は「進歩」しているのか、「循環」しているのかという根本的な問題提起を考えてみたいと思います。私どもの針路を決める上で、極めて重要な状況判断だか

らです。「進歩史観」は昔からありました。例えば単純なものとしては、キリスト教信者が増えていくことが進歩である。白人の責務は有色人種にキリスト教を広めることだ。そのためには何をしても許されるという論理です。あるいは人類史で言えば、最初は絶対自由な立場の人間は一人しかいなかった。それがトルコ帝国の独裁皇帝であったが、古代ギリシャの自由市民や中世ヨーロッパの貴族を経て、フランス革命後には全ての人が自由を持つことができるようになった。これが世界史の進歩で、「世界史とは自由の拡大のプロセスだ」という主張です。ほかに、唯物史観などいろいろあります。

これに対して、世界は、昨日あったように今日があり、今日あったように明日がある。繰り返しにすぎないというのが「循環史観」です。中世がそれで農民は農民、武士は武士として、昨年と同じように今年があり、今年があるように来年がある。経済成長などの観念はなく、社会を規定しているのも契約ではなく世襲です。

この「循環史観」に立てば、現在、世界的に広がっている「法の支配」から「力の支配」へのルール・オブ・

ザ・ゲームの変化は当然のことです。第一次大戦前より第二次大戦後、第二次大戦後の冷戦時代よりもポスト冷戦と、世界がより平和で、良い状態に徐々に進歩していくことの保証は何もなく、中国やロシア、イラク、シリアに見られる、「法の支配」から「力の支配」への先祖がえりも、「循環」であり、避けられないとなります。「進歩史観」は、この逆戻りを「ジグザグ」と捉え、大きな「進歩」には変化はないと考えます。

そこで、日本の対応ですが、世界史は進歩していると認識すれば、進歩とは何かの問題はありますが、その進歩に参加する、力を寄せようとなります。答を先に申し上げますと、「積極的平和主義」の方向はここに根差しています。他方、循環しているとすれば、それを戻そうとする努力は無駄なわけで、日本は世界のことを考えるよりも、日本なりに目の前の逆流に飲み込まれないための方策を考えるべきだとなります。これは「一国平和主義」に通ずる世界観です。

日本国際フォーラムは「積極的平和主義と日米同盟のあり方」に続いて「積極的平和主義と日本の針路」を今

回、発表しましたが、その中で、簡潔に「積極的平和主義」の定義を説明しています。それは、「これまでの日本の平和主義は、自国が加害者にならないければ、『それでよし』とする平和主義であった。しかし、二十一世紀の世界は、世界や地域の平和と安全のために『どのような積極的な役割を果たすのか』を訊ね、『世界市民の一員としての責任を果たすよう』求めている。日本の平和主義は、これまでの『消極的平和主義』『受動的平和主義』から新しい『積極的平和主義』『能動的平和主義』へとレベルアップしなければならない」というものです。

積極的平和主義の前身

安倍総理は、「積極的平和主義」という言葉を頻繁に表明しています。提言を提起した立場からすれば、喜ばしいものですが、それが何を意味するのかについて、総理はほとんど説明されていません。もちろん、理念のレベルでは総理も同じ考えだとは思いますが、具体的に何をやるのかは、ほとんど示していません。もともと、先の集团的自衛権の限定的行使に関する議論の中では、

「積極的平和主義に基づいて集団的自衛権の限定的行使をする」と説明してはいましたが、具体的な行動については、触れませんでした。

私どもの提言で、約二百人の政策委員のうち七十二人が同意、署名した六つの結論の見出し部分を紹介しますと、

一、国連の集団安全保障措置には、軍事的措置を伴うものを含めて、参加せよ

二、PKO法の所要の改正および国際平和協力基本法の制定を早急に実現し、もって世界的な集団安全保障体制の整備に貢献せよ

三、集団的自衛権の行使容認を歓迎し、必要な法制度の早急な整備を求める

四、日米の対中戦略協調を前提としつつ、東南アジア、豪州、インドとの連携も強化せよ

五、G7諸国とともに、ロシアの「力による一方的領土拡大」を拒否し、その不承認政策を貫徹せよ

六、日本は「地球規模の諸問題」についてもリーダーシップを発揮せよ

です。

一は「軍事的措置を伴うものを含めて」を入れたのがポイントです。しかし、現状では日本の大部分の国民はまだ迷っているようです。「国連の集団安全保障措置に参加せよ」だけであれば、私どもの委員も百五十人は署名したと存じます。しかし、七十二人の政策委員は、あえて「軍事的措置を伴うものを含めて」という文言を入れました。

二は、それを敷衍して国内体制を整備せよ、という主張です。いまの日本の国民世論の動向は、世界的な集団安全保障体制で、世界の平和と安全に関わるよりも、まずは日本を自衛する集団的自衛権の限定的行使です。日本国民の民度が、自衛はともかく世界的な集団安全保障体制には加わりたくないというものだけに、あえて提言しました。

三は、そのような中でも、安倍政権のリーダーシップで、集団的自衛権の限定的行使を容認した以上は、一日も早くその早急な整備を求めたいという意見です。

四は、先ほどから申し上げているような、東シナ海、

南シナ海における中国の動向を眺めつつも、世界第二位の経済大国として、隣国に位置する中国との協調関係を確保するための配慮も欠かせないという認識を踏まえ、日本一国で中国と向き合うのではなく、アメリカ、さらには東南アジア、豪州、インドとの連携の重要性を指摘しました。

五は、隣国ウクライナからクリミアを奪ったロシアに対して、日本がいかなる態度をとるべきかを示したものです。日本国内の一部には、ロシアとは北方領土問題もあり、諍いを起こしてはいけないとの主張があります。確かにそれもありりますが、諍いはいけないことが日本外交の根本指針であってはなりません。やはり世界の正義と平和のために、積極的な行動をするのが基本的な方針であるべきです。

六は、日本のことばかり考えているのではなく、むしろ世界のことを考え、世界の安定と発展を通じて日本自身の平和を確実なものにする、根本原則を確認する必要があるという趣旨です。

見極めたい「主要な矛盾」

私は七年前、二〇〇七年九月の著書『新戦争論―積極的平和主義への提言』の中で、なぜ「積極的平和主義」なのかについて、理論的・学問的な検討を加えたつもりですが、せっかくの機会ですので、国際政治学から見たこの提言の理論的背景について、一言触れさせていただきます。

平和の問題に関しては、イデオロギーが先行し、国際政治学の専門分野での知性的・理性的な分析がほとんどなされておらず、それでは本当の見識は得られません。私どもが何かを理解しようとする時、対象が自然現象であれ、社会現象であれ、必ず踏まなければならない順序があります。それは、その対象をシステムとして理解することです。

ウェブスター辞典は、「システムとは、ある共通の計画に従う、または、ある共通の目的に奉仕する多種多様の部分、または単位から構成される一つの複合体である」と定義しています。太陽系、生態系、人体、鉄道網、

時計、自動車などは全てシステムで、何よりも宇宙全体がシステムです。全ての部分はその意味ではシステムの一部であり、システムとして観察することが全ての科学的分析の出発点になります。

政治システムを認知し、理解しようと思えば、私どもはシステムとしての政治システムを理解しなければなりません。そして、政治システムとは究極的には、政治集団の意思決定のシステムです。

アメリカの国際政治学者、ジョセフ・フランケルは、「国際政治システムは、政治的統一と統一の完全な欠如との間の一中間点としてのみ存在する」と定義しました。私は学生時代、アメリカのハーバード大学で国際政治学を勉強しましたが、当時、日本では国際政治学の講座などありませんでした。いまにして思えば、私にとつてジョセフ・フランケルの国際政治システムに関する定義以上に、思考をまとめる上で役に立った政治学の原理・原則はありませんでした。「政治的統一」とは、例えば戦国時代後、関ヶ原の戦いを経て江戸幕府が成立した政治現象について言えば、「統一の欠如」の戦国時代から、「統

一」に向かつて移動する関ヶ原の戦いを経て、「完全なる政治的統一」の徳川幕府が成立します。

これは「進歩史観」の立場です。歴史的進歩は必然的で、それは科学技術の進歩によって担保されていると考えます。科学技術の進歩が意味を持つのは、それによって社会構成要因の間の時間と距離が短縮され、その結果として相互依存が増大するからです。

革命家、政治家、そして詩人などと、毛沢東は様々な側面を持った人物ですが、戦略論の理論家としても傑出しています。私の愛読書の一つに彼の『矛盾論』があります。これは読めば読むほど感心する、本当に優れた政治情勢の分析書です。彼は政治現象の例として、ブルジョアとプロレタリアート、民族資本と外国資本、国民党と共産党など、一九三〇年代の中国における様々な矛盾対立を挙げた後で、その中の「主要な矛盾」が最終的に全ての矛盾を包含すると指摘し、それは日本帝国主義と中国人民の戦いであると喝破しています。先ほどの日本の例で言えば、関ヶ原の戦いの前にも、豊臣秀吉の正妻・北政所の勢力と淀君の勢力の対立、徳川家と外様の

薩摩、前田などの諸大名との対立などと、様々な矛盾があつた中で、最終的には関ヶ原の東軍と西軍の対立に収斂していきます。

現代世界にも、中国、ロシア、イラク、シリア、IS、国際テロリズムなどと、様々な矛盾があります。毛沢東の『矛盾論』をガイドに、それらの現象を見るならば、どこかに最終的な矛盾としての対立があるはずです。そのような観点から現象を整理していくと、私にはグローバリズムとナシヨナリズムのせめぎ合いが、「主要な矛盾」であると思われまます。グローバリズムは「ポストモダン」、ナシヨナリズムは「モダン」の力を体現しており、グローバリズムの背景には普遍的価値、民主主義、市場経済など、ナシヨナリズムの背景には国によって異なる愛国心、日本であれば天皇制などに代表される様々な個別的価値があります。

冒頭に申し上げた「進歩史観」と「循環史観」の問題にも返ってきます。「積極的平和主義」に「国際協調主義」という形容詞を付けることの重要性和その意義がご理解いただけると思います。

許せない旧体制への逆戻り

最後に本日の結論として、日本の対応としての「主要な矛盾」に対する積極的平和主義の対応はいかにあるべきかをお話いたします。第一次大戦後の不戦条約、国際連盟規約、第二次大戦後の国際連合憲章、そして日本国憲法の導入に伴い、日本は国際社会とともにグローバリズムの普遍的価値を選択しました。これは国家主権を絶対視する、無差別戦争観のウエストフアリア体制を退けたもので、具体的にはウエストフアリア体制の根本原則である「内政不干渉原則」を修正し、「戦争をする自由」の剥奪を意味します。それが第一次大戦後、第二次大戦後の国際秩序の根本原則であつたはずです。

それを踏みにじろうとする動きが、いま中国やロシアから出始め、国際社会に戸惑いが生じているというのが、正しい理解ではないかと思ひます。国連憲章二条四項および憲法九条一項は、「国際紛争を解決する手段として武力を行使すること」を禁じたもので、「自衛権の行使」を禁じたものではありません。まして、国連憲章は第五

十一条で「個別的または集团的自衛の固有の権利の行使」を認め、さらに第四十二条で「国際の平和と安全の維持または回復に必要とされる軍事的措置」を取ることを認めており、国連による集団安全保障措置を排除したものではありません。

この部分を補足しますと、一九九一年の湾岸戦争や二〇〇三年のイラク戦争を「戦争」と呼ぶことは避けたいというのが、私の主張です。日本社会では極めて少数派で、ご理解いただける方は少ないのですが、信念を変えつつもりは全くありません。それは、これらの戦争の本質が、無差別戦争観のもとにおける「戦争」、対等者間での決闘ではなく、国連の一連の安保理決議に基づく国際社会の警察行動、正確には「対イラク軍事制裁」と呼ばれるべきものだったからです。

ウエストファリア体制時代、主権国家絶対の時代、無差別戦争観の時代には、戦争そのものの正当性は問う必要のない問題でした。侵略戦争であるか自衛戦争であるかなどは、どちらでも良かったのです。もっぱら宣戦布告が行われたかの「戦争行為の適法性」が問題にされま

した。そのような無差別戦争観は許されないとして締結されたのが不戦条約であり、国連憲章です。イラク戦争は「戦争」だから、どちらにも理があるという議論は、ウエストファリア時代に世界を逆戻りさせようとするもので、「積極的平和主義」の受け入れない考え方です。

時間になりましたので、本日の私のお話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。